

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	前
別表第一（第四条の二関係）			
毒物			
一～二十三 （略）			
劇物			
一～七の三 （略）			
七の四 二～エチル一三・七一ジメチル一六一「四一（トリフルオロメトキシ）フエノキシ」一四一キノリル＝メチル＝カルボナー ト及びこれを含有する製剤			
七の五 （略）			
七の四 二～エチルチオメチルフェニル－N－メチルカルバメート (別名エチオフエンカルブ) 及びこれを含有する製剤。ただし、二～エチルチオメチルフェニル－N－メチルカルバメート二%以下を含有するものを除く。			
八～十一の七 （略）			
十一の七 (RS) 一〔O〕一一（四一クロロフェニル）ピラゾール一四一イル＝O－エチル＝S－プロピル＝ホスホロチオアート			

」（別名ピラクロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、（R  
S）—〔O—（四—クロロフェニル）ピラゾール—四—イル  
＝O—エチル＝S—プロピル＝ホスホロチオアート〕六%以下を  
含有するものを除く。

十一の八 削除

シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミ  
ド一〇%以下を含有するものを除く。

十一の九 （略）

有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次  
に掲げるものを除く。

(1) (145) （略）

十一の九十七 （略）

十一の九十七 （略）